

I 平成22年度「第2次男女共同参画行動計画」及び「配偶者からの暴力対策基本計画」の推進状況についての総合評価（成果指標）

第2次行動計画に掲げた3つの基本目標の総合評価は下記のとおりである。

基本目標 I 男女共同参画についての理解を深める基盤づくり

男女共同参画意識を醸成するため、市民団体との協働による「ときめく未来へ参画会議」を開催するとともに、男女共同参画推進講座の開催（年42回）や、広報紙・男女共同参画啓発誌の発行など、意識啓発事業に取り組んだ。

成果指標の目標値である「家庭生活において男女平等と感じる人の割合」は、平成21年度の35.6%から平成22年度は38.3%に、2.7ポイント上昇したが、平成22年度に本市が実施した中学生への意識調査によると（後述※1）、既に中学3年生において、性別役割分担意識や社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」が根付いていることが分かった。

このため、幼少期や小学生の頃から、その子の個性や能力を發揮できるように、幼児と接する機会の多い保育士を対象とした研修会の拡充や、小学5年生を対象とした男女共同参画教育参考資料「かがやき」の配布・教育出前講座の実施、中学生を対象とした「男女共同参画社会づくり標語・イラストコンクール」の実施などにより、男女共同参画についての理解を促す啓発活動に引き続き取り組む。

また、今後更に、市民の男女共同参画意識を高め、講座等への参加者を増やしていくためには、幅広い世代を対象とした啓発事業の展開や、事業企画の創意工夫が求められる。

このため、市民の興味・関心が高いテーマを的確に捉えた講座の企画や啓発資料の作成に努めるとともに、市民が自発的・主体的に学習意欲や興味・関心を高める機会を提供できるように、市民企画型講座や親学出前講座など制度について積極的に周知・活用促進を図ることなどにより、男女共同参画についての理解を深める基盤づくりを推進する。

目標		達成状況		
成果指標	目標値 (24年度)	計画策定時 (19年度)	21年度	22年度
家庭生活において男女平等と感じる人の割合	42.0%	29.1%	35.6%	38.3%

出典) H18市民意識調査, 第42・43回市政世論調査(H21・22)

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

ワーク・ライフ・バランス（以下「WLB」と表記）のとれた社会の実現に向けて、企業や市民の理解・取組促進を図るため、企業向け WLB 実践ガイドブックを新たに作成・配布するとともに、企業啓発セミナーや男女共同参画推進事業者表彰の実施、宮っこフェスタにおけるファザリング（父親であることを楽しむ生き方）の推進、女性の多様なチャレンジを支援するための再就職準備セミナー等に取り組んだ。

また、市民の WLB の実現に向けた環境づくりとして、延長保育や休日保育、病後児保育の充実等、多様な保育サービスの充実を図った。

成果指標の目標値である「仕事・家事・プライベートを両立している男性の割合（現実）」は、平成 21 年度の 4.8%から平成 22 年度は 17.0%に、12.2 ポイント増と、大きく上昇しており、女性においても同様の傾向が見られている。これは、意識啓発や環境整備の取組成果に加え、世界経済の急激な低迷による労働時間の縮減等により、市民の意識や生活形態が大きく変化したことが影響しているものと推測される。

WLB の推進は、景気の動向に関係なく、常に必要とされる視点であることから、企業の取組を促進するため、WLB 実践ガイドブックを活用した周知啓発や WLB 推進のための意見交換会、勤労者との座談会などを開催するとともに、男女共同参画推進月間に WLB についての啓発キャンペーンを新たに実施するなど、WLB の意義や重要性について広く周知・啓発を行い、市民の理解促進を図る。

また、女性の再就職支援や人材育成につながる講座や相談会の実施などにより、女性の様々な分野へのチャレンジ支援を拡充するとともに、男性の家庭参画の促進に向けた意識啓発や、多様な保育サービスの提供などの子育て支援の充実を図っていく。

目標			達成状況			
成果指標		目標値 (24年度)	計画策定時 (19年度)	21年度	22年度	
仕事・家事・プライベートを両立している割合	男性	理想	—	—	21.0%	37.1%
		現実	32.0% (既婚有業)	— (既婚未婚・有業無業に関わらず)	4.8%	17.0%
	女性	理想	—	—	22.9%	36.8%
		現実	—	—	6.0%	18.3%
	全体	理想	—	—	22.0%	37.0%
		現実	—	—	5.5%	17.7%

出典)H18市民意識調査、第42・43回市政世論調査(H21・22)

基本目標Ⅲ 男女が互いを尊重し大切に作る社会づくり
（「配偶者からの暴力対策基本計画」の総合評価を含む）

男女が互いを尊重し、大切に作る社会づくりに向けて、女性に対する暴力根絶や、男女の生涯にわたる健康づくりに取り組んだ。

DV 対策推進事業のうち、DV 防止啓発においては、若年層に対するデート DV 防止啓発事業の充実に向けて、中核市で初めて「中学生に対するデート DV に関する意識調査（※1）」を実施し、現状や課題を把握するとともに、意識調査結果を踏まえ、中学生向けデート DV 防止出前講座プログラムを作成した。

DV 相談の体制づくりでは、外国人からの相談体制を新たに構築するとともに、外国人向けの多言語リーフレットの作成・配布や、国の「光をそそぐ交付金」を活用し、相談窓口周知用の物品の作成に取り組んだ。また、研修会などを通じて、養護教諭やスクールカウンセラー、民生委員児童委員等に、DV や相談窓口についての理解促進・周知を図るとともに、医療機関と連携し相談窓口の周知に取り組んだ。

DV 被害者の自立支援については、「居場所」における自立支援事業の通年化（延べ 315 人が利用）や環境整備を図ったほか、同事業の全国的な広がりへ寄与するため、全国シェルターシンポジウムにおいて本市の取組を報告した。

DV 対策の推進体制づくりにおいては、「DV 対策関係機関ネットワーク」の構成メンバーと連携しながら計 316 件の DV 相談事案に対応するとともに、DV 被害者民間支援団体と連携し、中学生向けデート DV 防止出前講座プログラムを作成した。

成果指標の目標値である「過去 2 年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合」は平成 21 年度の 12.2%から平成 22 年度は 10.3%に、1.9 ポイント減とやや低下した。

しかしながら、市女性相談所に対応する DV の相談事案は複雑化・多様化、低年齢化しており、親権や養育問題など早急に解決すべき法律問題に直面する相談事案が増加するなど、相談体制の更なる充実が求められている。

このため、中学生向けデート DV 防止パンフレットの作成・配布や出前講座の実施など、若年層を対象にした意識啓発を充実するとともに、DV 被害者に特化した法律相談を実施したり、女性相談員を増員したりするなど、相談体制の充実を図る。

男女の生涯にわたる健康づくりに向けた取組では、引き続き、がん検診や妊婦健康診査、性教育サポート事業などにより、年代ごとの健康支援や男女の互いの健康についての理解促進を図る。

目標		達成状況		
成果指標	目標値 (24年度)	計画策定時 (19年度)	21年度	22年度
過去2年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合	0%に近づける	12.7%	12.2%	10.3%

出典)H18市民意識調査, 第42・43回市政世論調査(H21・22)